

議案第 172 号

川崎市保健所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保健所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 11 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市保健所条例の一部を改正する条例

川崎市保健所条例（昭和 23 年川崎市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「位置、名称」を「名称、位置」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置	所管区域
川崎市保健所	川崎市幸区堀川町 580 番地	川崎市全域

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 川崎市保健所に支所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
川崎市保健所川崎支所	川崎市川崎区東田町 8 番地	川崎市川崎区役所の所管区域
川崎市保健所幸支所	川崎市幸区戸手本町 1 丁目 11 番地 1	川崎市幸区役所の所管区域
川崎市保健所中原支所	川崎市中原区小杉町 3 丁目 245 番地	川崎市中原区役所の所管区域

川崎市保健所高津支所	川崎市高津区下作延 2 丁目 8 番 1 号	川崎市高津区役所の所 管区域
川崎市保健所宮前支所	川崎市宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 5	川崎市宮前区役所の所 管区域
川崎市保健所多摩支所	川崎市多摩区登戸 1 , 7 7 5 番地 1	川崎市多摩区役所の所 管区域
川崎市保健所麻生支所	川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 1 号	川崎市麻生区役所の所 管区域

第 3 条中「保健所」の次に「（支所を含む。以下同じ。）」を加える。

第 4 条第 2 項中「別表に掲げるものを除き」を「次項に定めるもののほか」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の使用料及び手数料のうち、次の各号に掲げるものにあつては、それぞれ当該各号に定める額を徴収する。

(1) 使用料

歯科に係る薬物塗布 1 歯 1 回につき 6 0 円

(2) 手数料

証明書 1 件につき 3 0 0 円

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市保健所運営協議会条例の一部改正)

2 川崎市保健所運営協議会条例（昭和 2 9 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「各保健所に保健所運営協議会」を「川崎市保健所運営協議会」に改める。

第 2 条を削る。

第3条中「その置かれた保健所の所管区域内」を「本市の区域における」に、「当該保健所」を「川崎市保健所」に改め、同条を第2条とし、第4条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条中「その置かれた保健所」を「川崎市保健所」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(川崎市感染症診査協議会条例の一部改正)

3 川崎市感染症診査協議会条例（平成11年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第24条第2項」を「第24条第1項」に改める。

第6条第1項の表第2部会の項中「（法第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担（以下「公費負担」という。）に係るものにあつては、同条第2項の規定により川崎市川崎保健所長又は川崎市幸保健所長を経由することとされる申請に係るものに限る。）」を削り、同表第3部会の項を削り、同条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

参考資料

制 定 要 旨

保健所における健康危機管理体制の強化等を目的として保健所を再編整備し、並びに一般健康相談事業及び事業所健康診断事業の廃止に伴い所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。